

水回りの工事は急いでいても慎重に

トイレのつまりや水もれなど水回りのトラブルがおこるとすぐに修理しなくてはと慌てます。被害が広がり大変なことになるのではないかと心配になりますね。こうした弱みにつけこんで、高額な代金を請求されたなどといった相談が多数寄せられています。

事例 1

業者に水もれの修理を頼んだところメーターや蛇口を調べ修理をした。水もれは止まつたが水道管がボロボロだと言われ修理を勧められた。断ったがしつこく勧誘するので一部だけ取り替えるつもりで承諾したが、説明もなく大幅に水道管の取り替えがされ高額な代金を請求された（88歳 男性）

事例 2

台所の配水管が詰まつたので「修理3000円～」とチラシに載っていた業者に電話をかけ修理を依頼した。短時間の作業であったにも関わらず高額な代金を請求された。話が違う（50歳 女性）

事例 3

夜にトイレが詰まり、以前修理を依頼したことがある業者に連絡をした。簡単な作業を行っただけなのに高額な代金を請求された（62歳 女性）

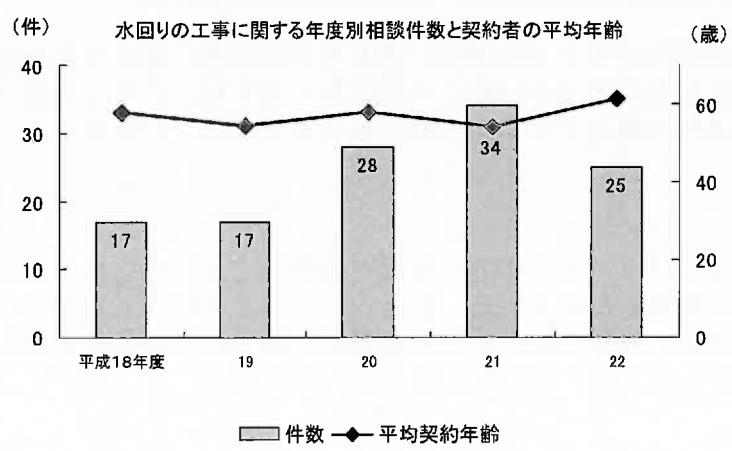
アドバイス

- チラシなどに代金が書かれていても、出張費や作業点検費など広告に書かれていないものについても請求されたという事例があります。
- また、夜間や休日に修理を依頼した場合は営業時間外にあたり料金が割高になったり、不要な工事を行った上高額な代金を請求されたという相談も見受けられます。トラブルを防ぐためには依頼前に料金を確認し工事内容や金額について納得することが重要です。
- 特定商取引法においては、たとえ営業所以外の場所で契約しても消費者から事業者に来訪を要請した場合は訪問販売とはならずクーリング・オフなどができる可能性があります。しかし、来訪要請の目的以外のものについて契約をさせられた場合は、特定商取引法上の訪問販売にあたるとも考えられ法定書面の交付義務やクーリング・オフに応ずるなど法の規制を受けることになります。
- もし請求された金額に納得できない場合はすぐに支払わず消費生活相談窓口へ相談して下さい。
- いつ起ころかわからないこうしたトラブルに備え水回り品や全体の止水栓の位置や閉め方を日頃から確認しておきましょう。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は058-277-1003です。

土曜日は電話相談のみ受け付けています。



H 23. 9. 27 岐阜新聞掲載